

鳥取県告示第706号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月12日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成24年9月30日
一般社団法人緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	緑工房	鳥取市河原町長瀬61-11	就労移行支援、就労継続支援A型	”
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	行動援護	平成24年10月1日